

議会運営委員会の運営について（案）

1. 委員席について

大会派順に左右交互に着席する。

2. 傍聴について

①常時受け付けを行う。

②委員長において原則許可する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等として、委員長の判断により傍聴を許可しないこともあり得る。

③傍聴を希望する人数が多い場合は、委員会で協議する。

④入室のタイミングは、委員長が判断する。

⑤船橋記者会加盟の記者については、あらかじめ傍聴を許可したものとする。

（先例申し合わせ）

3. 資料要求について

委員から資料提出要求があった場合は、委員長が委員会に諮ってこれを決定する。

4. パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みについて

議会で貸与されているタブレット端末に限らず、各自が所有しているこれらの機器についても持ち込みを可とする

5. 運営上必要な事項は、委員会において協議する。